

全タク連発第44号
平成27年6月16日

協会長各位

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
会長 富田昌孝

道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の
一部改正について並びにタクシー等の構造要件の廃止に伴う安全上の措置について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

事業用自動車であるタクシー車両に対する、いわゆる「上乗せ規制」については、本年3月20日付け全タク連発第154号により、国土交通省自動車局長に対し同規制廃止の要望をしたところですが、同省は、全タク連からの要望を踏まえ、また近年、車両の安全性の向上や運行面の安全対策が進んでいること、その多くは国際的にも日本特有の規制であること等から、タクシーなど乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車に係る別紙の基準を廃止し、道路運送車両の保安基準及び同保安基準の細目を定める告示について別添1、2のとおり一部改正をいたしましたのでお知らせいたします。

なお、今回の改正を踏まえて同省自動車局長から全タク連に対し、別添3のとおり、タクシー等の構造要件の廃止に伴う安全上の措置について、周知徹底を図るよう要請がありましたので、了知されるとともに傘下会員に対し周知徹底をお願いいたします。

謹白

道路運送車両の保安基準及び
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正について

1. 乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車に関する次の追加的な構造基準を廃止します。
 - ・ 座席の寸法
(道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。)) 第 28 条、第 106 条、第 184 条関係)
 - ・ 通路の幅・高さ
(道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号。)) 第 23 条、細目告示第 33 条、第 111 条、第 189 条関係)
 - ・ 乗降口の大きさ、構造等
(細目告示第 35 条、第 113 条、第 191 条関係)
 - ・ 緩衝装置及び座席が旅客に与える振動、前方の座席との間げき等
(細目告示第 77 条、第 155 条、第 233 条関係)

2. 乗車定員 11 人以上の自動車について、乗車定員に占める座席定員の割合は 3 分の 1 以上であることとする基準を廃止します。
(細目告示第 29 条、第 107 条、第 185 条関係)

○ 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（通路） 第二十三条（略） 2 乗車定員十一人以上の自動車（緊急自動車を除く。）及び幼児専用車には、告示で定めるところにより、乗降口から座席へ至ることのできる通路を設けなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席については、この限りでない。</p>	<p>（通路） 第二十三条（略） 2 乗車定員十一人以上の自動車（緊急自動車を除く。）<u>、旅客自動車運送事業用自動車で乗車定員十人以下のもの及び幼児専用車には、告示で定めるところにより、乗降口から座席へ至ることのできる通路を設けなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席については、この限りでない。</u></p>

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第2章 自動車の保安基準</p> <p>第1節 指定自動車等であつて新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目</p>	<p>第2章 自動車の保安基準</p> <p>第1節 指定自動車等であつて新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目</p>
<p>(座席)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 運転者席以外の用に供する座席の寸法に関し、保安基準第22条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。</p> <p>一 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席、乗車定員10人以上の旅客自動車運送事業用自動車の座席であつて保安基準第22条の3第1項に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるもの並びに幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1人につき、大きさが幅380mm以上、奥行400mm以上（非常口付近に設けられる座席にあつては幅380mm以上、奥行250mm以上、次に掲げる自動車にあつては幅300mm以上、奥行250mm以上）であること。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三～六 (略)</p>	<p>(座席)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 運転者席以外の用に供する座席の寸法に関し、保安基準第22条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。</p> <p>一 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1人につき、大きさが幅380mm以上、奥行400mm以上（非常口付近に設けられる座席にあつては幅380mm以上、奥行250mm以上、次に掲げる自動車にあつては幅300mm以上、奥行250mm以上）であること。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三～六 (略)</p>
<p>(補助座席定員)</p> <p>第29条 保安基準第22条の2の告示で定める基準は、前条第2項第1号イからハまでに掲げる座席以外の座席の定員が、座席定員の2分の1以上でなければならないものとする。</p>	<p>(補助座席定員)</p> <p>第29条 保安基準第22条の2の告示で定める基準は、前条第2項第1号イからハまでに掲げる座席以外の座席の定員が、座席定員の2分の1以上であり、かつ、車いすの用に供する床面には立席を設けないとして計算した場合の乗車定員の3分の1以上でなければならないものとする。この場合において、「車いすの用に供する床面」とは、車いす用である旨の表示がなされ、車いすの固定器具又は握り棒を床面又はその周辺の壁面等に備えた床面であつて、立席の用に供する床面と明瞭に区分されているものをいひ、かつ、車いすの用に供するために最低限必要な床面は、有効長さ1,200mm、有効幅800mmとする。</p>
<p>(通路)</p> <p>第33条 保安基準第23条第2項に基づき、乗車定員11人以上の自動車（緊急自動車を除く。）及び幼児専用車に設ける乗降口から座席へ至ることのできる通路は、有効幅（通路に補助座席が設けられている場合は、当該補助座席を折り畳んだときの有効幅）300mm以上、有効高さ1,600mm（当該通路に係る全ての座席の前縁と最も近い乗降口との</p>	<p>(通路)</p> <p>第33条 保安基準第23条第2項に基づき、乗車定員11人以上の自動車（緊急自動車を除く。）及び幼児専用車に設ける乗降口から座席へ至ることのできる通路は、有効幅（通路に補助座席が設けられている場合は、当該補助座席を折り畳んだときの有効幅）300mm以上、有効高さ1,600</p>

車両中心線方向の最短距離が2m未満である場合は、1,200mm)以上のものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席にあっては、この限りでない。

2～5 (略)

(乗降口)

第35条 (略)

2 乗降口の大きさ、構造等に関し、保安基準第25条第5項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口、乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車の乗降口、運転者室及び客室以外の車室に設けられた開口部であって、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるもの並びに非常口にあっては、この限りでない。

一～五 (略)

3 (略)

(旅客自動車運送事業用自動車)

第77条 旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、保安基準第50条の告示で定める基準は、別添91「連節バスの構造要件」及び別添92「2階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の各号に掲げる基準とする。ただし、乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、この限りでない。

一～四 (略)

2～4 (略)

(削る)

(削る)

mm(当該通路に係るすべての座席の前縁と最も近い乗降口との車両中心線方向の最短距離が2m未満である場合は、1,200mm)以上のものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席にあっては、この限りでない。

2～5 (略)

(乗降口)

第35条 (略)

2 乗降口の大きさ、構造等に関し、保安基準第25条第5項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口、運転者室及び客室以外の車室に設けられた開口部であって、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるもの並びに非常口にあっては、この限りでない。

一～五 (略)

3 (略)

(旅客自動車運送事業用自動車)

第77条 旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、保安基準第50条の告示で定める基準は、別添91「連節バスの構造要件」及び別添92「2階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の各号に掲げる基準とする。

一～四 (略)

2～4 (略)

5 乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、第1項の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

一 旅客の用に供する座席の前縁とその前方の座席、隔壁等との間げきは、200mm(当該座席が前方の座席と向い合っているものにあつては、400mm)以上であること。

二 乗降口のとびらを開放する操作装置又はその付近には、とびらの開放方法を表示すること。

三 運転者席及び自動車の側面に隣接する座席には、第31条の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えること。

6 前項第1号の間げきは、座席の中央部から左右190mmの間(補助座席にあつては左右150mmの間。)における当該座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等(当該座席への着席を妨げない部分的な突出を除く。)までの最短水平距離とする。この場合において、座席の調整機構は次に掲げる状態とする。

一 リクライニング機構を有する座席にあつては、背もたれを当該座席の鉛直面から後方に30°まで倒した状態

二 スライド機構等の調整機構を有する座席にあつては、間げきが最小となるように調整した状態。ただし、運転者席と並列な座席の前縁からその前方の隔壁等までの間げきに限り、当該座席とその後方座席との間げきが最小となるように調整した状

第2節 指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目

(座席)

第106条 (略)

2 運転者席以外の用に供する座席の寸法に関し、保安基準第22条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席、乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車の座席であって保安基準第22条の3第1項に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるもの並びに幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1人につき、大きさが幅380mm以上、奥行400mm以上（非常口付近に設けられる座席にあつては幅380mm以上、奥行250mm以上、次に掲げる自動車にあつては幅300mm以上、奥行250mm以上）であること。

イ～ハ (略)

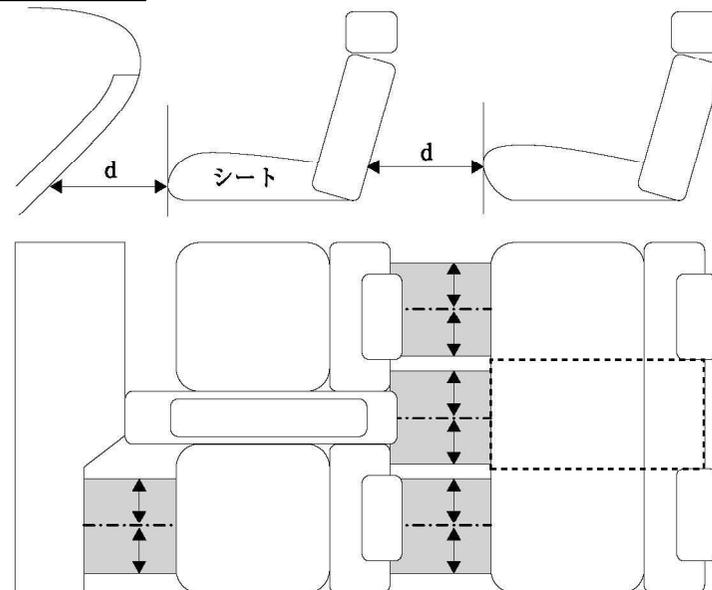
二 (略)

3 (略)

態でもよいものとする。

(例) 座席の間げき

d : 間げき



第2節 指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目

(座席)

第106条 (略)

2 運転者席以外の用に供する座席の寸法に関し、保安基準第22条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1人につき、大きさが幅380mm以上、奥行400mm以上（非常口付近に設けられる座席にあつては幅380mm以上、奥行250mm以上、次に掲げる自動車にあつては幅300mm以上、奥行250mm以上）であること。

イ～ハ (略)

二 (略)

3 (略)

(削る)

4～6 (略)

(補助座席定員)

第107条 保安基準第22条の2の告示で定める基準は、前条第2項第1号イからハマまでに掲げる座席以外の座席の定員が、座席定員の2分の1以上でなければならないものとする。

(通路)

第111条 保安基準第23条第2項に基づき、乗車定員11人以上の自動車（緊急自動車を除く。）及び幼児専用車に設ける乗降口から座席へ至ることのできる通路は、有効幅（通路に補助座席が設けられている場合は、当該補助座席を折り畳んだときの有効幅）300mm以上、有効高さ1,600mm（当該通路に係る全ての座席の前縁と最も近い乗降口との車両中心線方向の最短距離が2m未満である場合は、1,200mm）以上のものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席にあっては、この限りでない。

2～5 (略)

(乗降口)

第113条 (略)

2 乗降口の大きさ、構造等に関し、保安基準第25条第5項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口、乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車の乗降口、運転者室及び客室以外の車室に設けられた開口部であって、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるもの並びに非常口にあつては、この限りでない。

3 (略)

(旅客自動車運送事業用自動車)

第155条 旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、保安基準第50条の告示で定める基準は、別添91「連節バスの構造要件」及び別添92「2階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の各号に掲げる基準とする。この場合において、

4 第2項の規定は保安基準第22条第2項ただし書きの規定により、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて次に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものには適用しない。

一・二 (略)

5～7 (略)

(補助座席定員)

第107条 保安基準第22条の2の告示で定める基準は、前条第2項第1号イからハマまでに掲げる座席以外の座席の定員が、座席定員の2分の1以上であり、かつ、車いすの用に供する床面には立席を設けないとして計算した場合の乗車定員の3分の1以上でなければならないものとする。この場合において、「車いすの用に供する床面」とは、車いす用である旨の表示がなされ、車いすの固定器具又は握り棒を床面又はその周辺の壁面等に備えた床面であつて、立席の用に供する床面と明瞭に区分されているものをいい、かつ、車いすの用に供するために最低限必要な床面は、有効長さ1,200mm、有効幅800mmとする。

(通路)

第111条 保安基準第23条第2項に基づき、乗車定員11人以上の自動車（緊急自動車を除く。）、旅客自動車運送事業用自動車で乗車定員10人以下のもの及び幼児専用車に設ける乗降口から座席へ至ることのできる通路は、有効幅（通路に補助座席が設けられている場合は、当該補助座席を折り畳んだときの有効幅）300mm以上、有効高さ1,600mm（当該通路に係るすべての座席の前縁と最も近い乗降口との車両中心線方向の最短距離が2m未満である場合は、1,200mm）以上のものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席にあっては、この限りでない。

2～5 (略)

(乗降口)

第113条 (略)

2 乗降口の大きさ、構造等に関し、保安基準第25条第5項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口、運転者室及び客室以外の車室に設けられた開口部であつて、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるもの並びに非常口にあつては、この限りでない。

3 (略)

(旅客自動車運送事業用自動車)

第155条 旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、保安基準第50条の告示で定める基準は、別添91「連節バスの構造要件」及び別添92「2階建バスの構造要件」に定める基準並びに次に掲げる基準とする。この場合において、旅客

旅客自動車運送事業用自動車はその構造装置の変更を伴うことなく旅客自動車運送事業の用に供しなくなったものについては、保安基準に適合しなくなるおそれはないものとする。ただし、乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、この限りでない。

一～四 (略)

2～4 (略)

(削る)

(削る)

自動車運送事業用自動車はその構造装置の変更を伴うことなく旅客自動車運送事業の用に供しなくなったものについては、保安基準に適合しなくなるおそれはないものとする。

一～四 (略)

2～4 (略)

5 乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、第1項の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

一 旅客の用に供する座席の前縁とその前方の座席、隔壁等との間げきは、200mm（当該座席が前方の座席と向い合っているものにあつては、400mm）以上であること。

二 乗降口のとびらを開放する操作装置又はその付近には、とびらの開放方法を表示すること。

三 運転者席及び自動車の側面に隣接する座席には、第109条の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えること。

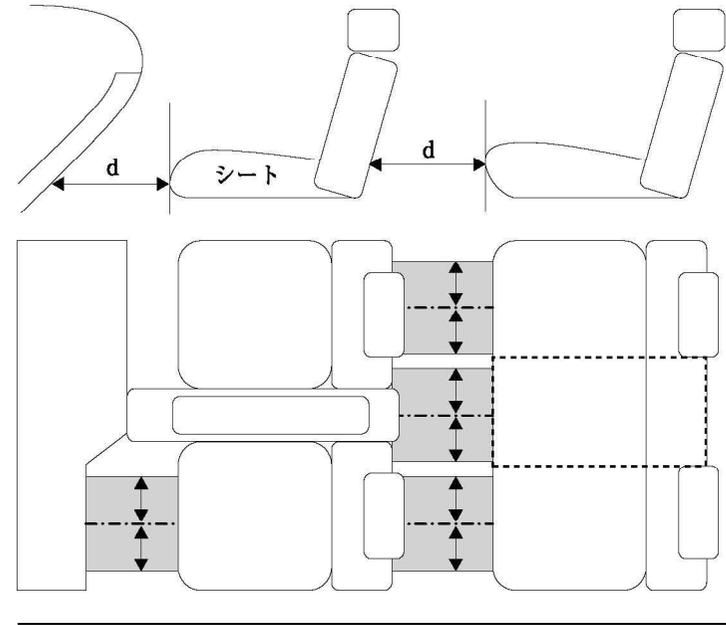
6 前項第1号の間げきは、座席の中央部から左右190mmの間（補助座席にあつては左右150mmの間。）における当該座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（当該座席への着席を妨げない部分的な突出を除く。）までの最短水平距離とする。この場合において、座席の調整機構は次に掲げる状態とする。

一 リクライニング機構を有する座席にあつては、背もたれを当該座席の鉛直面から後方に30°まで倒した状態

二 スライド機構等の調整機構を有する座席にあつては、間げきが最小となるように調整した状態。ただし、運転者席と並列な座席の前縁からその前方の隔壁等までの間げきに限り、当該座席とその後方座席との間げきが最小となるように調整した状態でもよいものとする。

(例)座席の間げき

d：間げき



第3節 使用の過程にある自動車の保安基準の細目

(座席)

第184条 (略)

2 運転者席以外の用に供する座席の寸法に関し、保安基準第22条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席、乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車の座席であって保安基準第22条の3第1項に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるもの並びに幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1人につき、大きさが幅380mm以上、奥行400mm以上（非常口付近に設けられる座席にあつては幅380mm以上、奥行250mm以上、次に掲げる自動車にあつては幅300mm以上、奥行250mm以上）であること。

イ～ハ (略)

二 (略)

3 (略)

(削る)

第3節 使用の過程にある自動車の保安基準の細目

(座席)

第184条 (略)

2 運転者席以外の用に供する座席の寸法に関し、保安基準第22条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1人につき、大きさが幅380mm以上、奥行400mm以上（非常口付近に設けられる座席にあつては幅380mm以上、奥行250mm以上、次に掲げる自動車にあつては幅300mm以上、奥行250mm以上）であること。

イ～ハ (略)

二 (略)

3 (略)

4 第2項の規定は保安基準第22条第2項ただし書きの規定により、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて次に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものには適用しない。

一・二 (略)

4～6 (略)

(補助座席定員)

第185条 保安基準第22条の2の告示で定める基準は、前条第2項第1号イからハマまでに掲げる座席以外の座席の定員が、座席定員の2分の1以上でなければならないものとする。

(通路)

第189条 保安基準第23条第2項に基づき、乗車定員11人以上の自動車（緊急自動車を除く。）及び幼児専用車に設ける乗降口から座席へ至ることのできる通路は、有効幅（通路に補助座席が設けられている場合は、当該補助座席を折り畳んだときの有効幅）300mm以上、有効高さ1,600mm（当該通路に係る全ての座席の前縁と最も近い乗降口との車両中心線方向の最短距離が2m未満である場合は、1,200mm）以上のものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席にあっては、この限りでない。

2～5 (略)

(乗降口)

第191条 (略)

2 乗降口の大きさ、構造等に関し、保安基準第25条第5項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口、乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車の乗降口、運転者室及び客室以外の車室に設けられた開口部であって、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるもの並びに非常口にあっては、この限りでない。

3 (略)

(旅客自動車運送事業用自動車)

第233条 旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、保安基準第50条の告示で定める基準は、別添91「連節バスの構造要件」及び別添92「2階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の各号に掲げる基準とする。ただし、乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、この限りでない。

一～四 (略)

2～4 (略)

(削る)

5～7 (略)

(補助座席定員)

第185条 保安基準第22条の2の告示で定める基準は、前条第2項第1号イからハマまでに掲げる座席以外の座席の定員が、座席定員の2分の1以上であり、かつ、車いすの用に供する床面には立席を設けずとして計算した場合の乗車定員の3分の1以上でなければならないものとする。この場合において、「車いすの用に供する床面」とは、車いす用である旨の表示がなされ、車いすの固定器具又は握り棒を床面又はその周辺の壁面等に備えた床面であって、立席の用に供する床面と明瞭に区分されているものをいい、かつ、車いすの用に供するために最低限必要な床面は、有効長さ1,200mm、有効幅800mmとする。

(通路)

第189条 保安基準第23条第2項に基づき、乗車定員11人以上の自動車（緊急自動車を除く。）、旅客自動車運送事業用自動車で乗車定員10人以下のもの及び幼児専用車に設ける乗降口から座席へ至ることのできる通路は、有効幅（通路に補助座席が設けられている場合は、当該補助座席を折り畳んだときの有効幅）300mm以上、有効高さ1,600mm（当該通路に係るすべての座席の前縁と最も近い乗降口との車両中心線方向の最短距離が2m未満である場合は、1,200mm）以上のものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席にあっては、この限りでない。

2～5 (略)

(乗降口)

第191条 (略)

2 乗降口の大きさ、構造等に関し、保安基準第25条第5項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口、運転者室及び客室以外の車室に設けられた開口部であって、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるもの並びに非常口にあっては、この限りでない。

3 (略)

(旅客自動車運送事業用自動車)

第233条 旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、保安基準第50条の告示で定める基準は、別添91「連節バスの構造要件」及び別添92「2階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の各号に掲げる基準とする。

一～四 (略)

2～4 (略)

5 乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、第1項の規定によるほか、次

(削る)

に掲げる基準に適合しなければならない。

一 旅客の用に供する座席の前縁とその前方の座席、隔壁等との間げきは、200mm（当該座席が前方の座席と向い合っているものにあつては、400mm）以上であること。

二 乗降口のとびらを開放する操作装置又はその付近には、とびらの開放方法を表示すること。

三 運転者席及び自動車の側面に隣接する座席には、第109条の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えること。

6 前項第1号の間げきは、座席の中央部から左右190mmの間（補助座席にあつては左右150mmの間。）における当該座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（当該座席への着席を妨げない部分的な突出を除く。）までの最短水平距離とする。

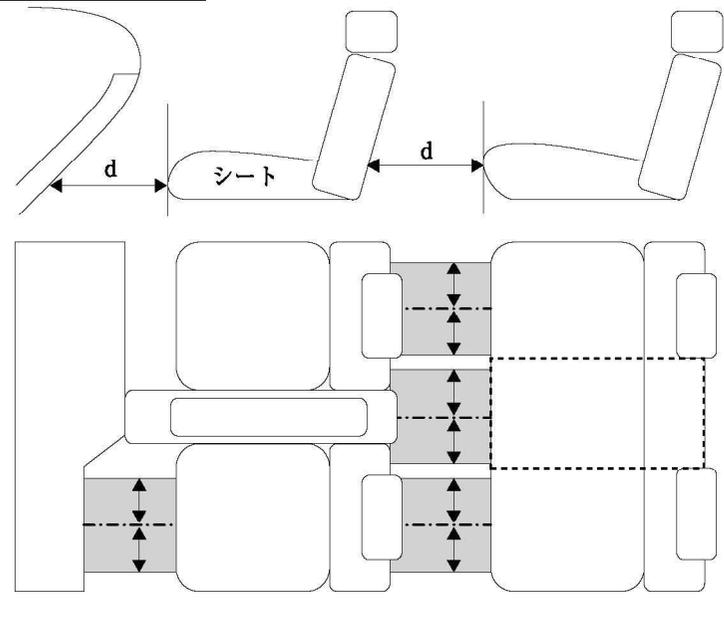
この場合において、座席の調整機構は次に掲げる状態とするものとする。

一 リクライニング機構を有する座席にあつては、背もたれを当該座席の鉛直面から後方に30°まで倒した状態

二 スライド機構等の調整機構を有する座席にあつては、間げきが最小となるように調整した状態。ただし、運転者席と並列な座席の前縁からその前方の隔壁等までの間げきに限り、当該座席とその後方座席との間げきが最小となるように調整した状態でもよいものとする。

(例)座席の間げき

d：間げき



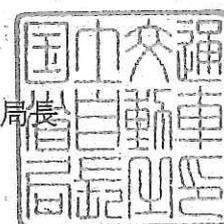


国自技第69号
平成27年6月12日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会

会長 富田昌孝 殿

国土交通省自動車局長



タクシー等の構造要件の廃止に伴う安全上の措置について

ハイヤー・タクシーなど乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車（以下「タクシー等」という。）については、一般的な道路運送車両の保安基準に加えて、通路の幅、客室内の明るさなど特有の構造要件が規定されていましたが、今般、「道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令」（平成27年国土交通省令第46号）及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」（平成27年国土交通省告示第717号）が公布・施行され、これら要件が廃止されたところです。

本改正よりタクシー事業者による柔軟な車両選択が可能となり、事業の活性化が期待される一方、これまでタクシー等に用いられることのなかった2列目の座席を折り畳み又は移動させることにより3列目の座席に乗客が乗降するタイプの車両がハイヤー・タクシー事業に用いられることが想定されます。これらの車両においても、火災等の非常時に、乗客が速やかに車外に脱出できることが安全上必要です。このため、3列目の座席に乗客が乗車する場合には、座席の操作方法を乗車の機会等をとらえて乗客へ確実に説明するよう、関係会員に対して周知徹底方お願いします。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律（三七）
○郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（三八）

〔省令〕

○道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（国土交通四六）

〔告示〕

○無線従事者の養成課程の授業に適した標準教科書を定める件の一部を改正する件（総務二一一）
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定による技能実習を監視する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（法務三二八）

五	保安林の指定を解除する件 （農林水産一五〇二） 保安林の指定実施要件を変更する件 （同一五〇三〜一五一〇） 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示 （国土交通七一七） 高速自動車国道に関する件 （同七一八） 船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同七一九〜七二二）	五
八	〔国会事項〕	八
八	〔人事異動〕 内閣 内閣府 法務省 外務省	八
九	〔皇室事項〕	九
九	〔官庁報告〕 官庁事項 登録検査機関の登録事項の変更に関する告示（国土交通省） 法務 公証人任免（法務省） 労働 争議行為の通知の公表について（厚生労働省） 国家試験 平成二十七年航空工場検査員国家試験（経済産業省）	九
一〇	〔公告〕 諸事項 官庁 財団、有権者申出方関係 裁判所 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係 地方公共団体 教育職員免許状失効関係 会社その他	一〇

本号で公布された
法令のあらまし

◇裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律（法律第三七号）（法務省）
1 長期間の審判を要する事件等の対象事件から
の除外

地方裁判所は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「法一」という。）第二条第一項各号に掲げる事件について、次のいずれかに該当するときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならないこととした。（第三条の二第一項関係）
（一） 公判前整理手続による当該事件の争点及び証拠の整理を経た場合であつて、審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又は裁判員が出頭しなければならないと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ることを回避することができないときにおいて、他の事件における裁判員の選任又は解任の状況、又は解任の状況、法第二七条第一項に規定する裁判員等選任手続の経過その他の事情を考慮し、裁判員の選任が困難であり又は審判に要すると見込まれる期間の終了に至るまで裁判員の職務の遂行を確保することが困難であると認めるとき。

（二） 法第二一条第一項の合議体を構成する裁判員の員数が不足が生じ、かつ、裁判員に選任すべき補充裁判員がない場合であつて、その後の審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又はその期間中に裁判員が出頭しなければならぬと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ることを回避することができないときにおいて、他の事件における裁判員の選任又は解任の状況、法第四六条第二項及び同項において準用する法第三八条第一項後段の規定による裁判員及び補充裁判員の選任のための手続の経過その他の事情を考慮し、裁判員の選任が困難であり又は審判に要すると見込まれる期間の終了に至るまで裁判員の職務の遂行を確保することが困難であると認めるとき。

第三十二条の次に次の一条を加える。

第三十三条 (信書便約款)

第三十三条 特定信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件(料金及び総務省令で定める事項に係るものを除く)について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の収受に関する事項その他特定信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 総務大臣が標準信書便約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む)において、特定信書便事業者が、標準信書便約款と同一の信書便約款を定め、又は現に定めている信書便約款を標準信書便約款と同一のものに変更したときは、その信書便約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第六条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。

(審議会等への諮問)

第二条 総務大臣は、この法律の施行前において、第二条の規定による改正後の民間事業者による信書の送達に関する法律(以下「新信書便法」という。)第二条第七項第三号の総務省令の制定及び新信書便法第三十三条第三項に規定する標準信書便約款の制定のために、第二条の規定による改正前の民間事業者による信書の送達に関する法律(以下「旧信書便法」という。)第三十七条の政令で定める審議会等に諮問することができる。

(郵便法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の郵便法第六十七条第一項の規定により届け出た郵便に関する料金であつて第一条の規定による改正後の郵便法第六十七条第五項の規定が適用される料金は、同項の規定により届け出た料金とみなす。

(民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧信書便法第三十三条において準用する旧信書便法第十七条第一項の規定により認可を受けている信書便約款は、新信書便法第三十三条第一項の規定により認可を受けた信書便約款とみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧信書便法第三十三条において準用する旧信書便法第十七条第一項の規定による信書便約款の認可の申請は、新信書便法第三十三条第一項の規定による認可の申請とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第七条 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第六十条のうち民間事業者による信書の送達に関する法律第三十九条の改正規定中「第三十九条を」第四十条に改める。

総務大臣 山本 早苗
内閣総理大臣 安倍 晋三

省令

国土交通省令第四十六号

道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四十一条(同法第九十九条において準用する場合を含む)の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月十二日

道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令
国土交通大臣 太田 昭宏

道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「旅客自動車運送事業用自動車で乗車定員十人以下のもの」を削る。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

総務省告示第二百二十二号

無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号)第二十一条第一項第十号の規定に基づき、平成八年郵政省告示第五百十五号(無線従事者の養成課程の授業に適した標準教科書を定める件)の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月十二日

総務大臣 山本 早苗

表中

第三級アマチュア無線技士	無線工学	第三級アマチュア無線技士用アマチュア無線教科書	平成二十四年一月十五日	東京都 巢鴨三 般財団 振
第四級アマチュア無線技士	無線工学	第四級アマチュア無線技士用アマチュア無線教科書		東京都 巢鴨三 般財団 振
第二級アマチュア無線技士	無線工学	第二級アマチュア無線技士用アマチュア無線教科書	平成二十七年六月一日	東京都 巢鴨三 般財団 振
第三級アマチュア無線技士	無線工学	第三級アマチュア無線技士用アマチュア無線教科書	平成二十四年一月十五日	東京都 巢鴨三 般財団 振
第四級アマチュア無線技士	無線工学	第四級アマチュア無線技士用アマチュア無線教科書		東京都 巢鴨三 般財団 振

豊島区
目黒区
六甲一
号日
チユア
興協会

を
に改める。

- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 群馬県多野郡上野村(次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
 - 1 変更後の指定施業要件
 - 2 主伐は、択伐による。
 - 3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 5 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - 6 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び上野村役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第五百十号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
 平成二十七年六月十二日

- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 群馬県多野郡上野村(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (三) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 4 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - 2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 4 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

農林水産大臣 林 芳正
 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 群馬県多野郡上野村(国有林。次の図に示す部分に限る。)

- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 群馬県多野郡上野村(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
 - 1 変更後の指定施業要件
 - 2 主伐は、択伐による。
 - 3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 5 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - 6 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び上野村役場に備え置いて縦覧に供する。

○国土交通省告示第七百十七号
 道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。
 平成二十七年六月十二日

- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 群馬県多野郡上野村(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 4 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - 5 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び上野村役場に備え置いて縦覧に供する。
 - 2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 4 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - 5 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 6 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 7 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

国土交通大臣 太田 昭宏
 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示
 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第二項第一号中「及び幼児専用車の幼児用座席」を「、乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって保安基準第22条の3第1項に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるもの並びに幼児専用車の幼児用座席」に改める。

第二十九條中「であり、かつ、車いすの用に供する床面には立席を設けないとして計算した場合の乗車定員の3分の1以上」及び「この場合において、車いすの用に供する床面」とは、車いす用である旨の表示がなされ、車いすの固定器具又は握り棒を床面又はその周辺の壁面等に備えた床面であって、立席の用に供する床面と明瞭に区分されているものをいい、かつ、車いすの用に供するために最低限必要な床面は、有効長さ1,200mm、有効幅800mmとする。」を改正。

第三十三條第一項中「旅客自動車運送事業用自動車で乗車定員10人以下のもの」を「すべて」を「全ての」と改める。

第三十五條第二項中「のみの乗降口」を「乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車の乗降口」を加える。

第七十七條第一項に次のただし書を加える。
 ただし、乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車にあつては、この限りでない。

第七十七條第五項及び六項を改正。
 第七十七條第五項及び六項を改正。
 第七十七條第五項及び六項を改正。
 第七十七條第五項及び六項を改正。

第三十一條第一項中「旅客自動車運送事業用自動車で乗車定員10人以下のもの」を「すべて」を「全ての」と改める。

第三十三條第二項中「のみの乗降口」を「乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車の乗降口」を加える。

第三十五條第二項中「次に掲げる基準」を「次の各号に掲げる基準」に改め、同項に次のただし書を加える。
 ただし、乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車にあつては、この限りでない。

第三十三條第五項及び六項を改正。
 第三十三條第五項及び六項を改正。
 第三十三條第五項及び六項を改正。
 第三十三條第五項及び六項を改正。